

指定管理業務概要及び特記仕様書

項目		業務概要	点検頻度	仕様書等
魚揚場施設維持管理業務		1, 魚揚場施設及び設備の巡視・点検業務 2, 小破修繕業務 3, 監視業務 4, 緊急修繕対応	4/1～3/31	NO1仕様書
				対象施設・設備
外来船誘致対応管理業務		シャワー室管理、無料貸し自転車整備・管理業務	7月～11月 毎日	NO2仕様書
揚場使用料・貸室に関する管理業務（申請受付・許可等）		揚場使用料・貸室に関する管理業務	随時	NO3仕様書
魚揚場構内除雪業務		魚揚場構内除雪・除雪車両借上業務	11月中旬から3月	NO4仕様書
電気設備保安業務		自家用電気工作物点検及び測定	1回／年度	NO5仕様書
トラックスケール精度確認検査		50t型トラックスケール3基の整備及び精度検査	1回／年度	NO6仕様書
法定点検	1. 受水槽維持管理	水産センター及びセリ棟受水槽の維持管理業務	4/1～3/31	NO7仕様書
	2. 暖房設備保守点検	水産センター及びセリ入札棟のボイラー設備保守点検業務	4回／年度	NO8仕様書
	3. 暖房用自動制御設備点検	暖房設備の自動制御用機器の点検	1回／年度	NO9仕様書
	4. 消防用設備等保守点検	消防用設備の保守点検	2回／年度	NO10仕様書
	5. 浄化槽保守点検	浄化槽保守点検業務	4/1～3/31	NO11仕様書
	6. 地下油槽漏洩検査	くしろ水産センター地下油槽の点検	1回／年度	NO12仕様書
	7. 深井戸ポンプ保守点検	構内1, 2, 3号深井戸ポンプ引き上げ分解、点検	1回／年度	NO13仕様書
	8. エレベーター保守点検	水産センターエレベーター保守点検	4/1～3/31	NO14仕様書
	9. 自動ドア保守点検	水産センター自動開閉ドア保守点検	4/1～3/31	NO15仕様書
	10. ボイラー煤煙濃度測定	大気汚染防止法に係るボイラー設備の煤煙濃度測定業務	1回／年度	NO16仕様書
11. 紫外線殺菌保守点検		第8魚揚場清浄海水供給設備工事	1回／年度	NO17仕様書
魚揚場清掃業務		岸壁、荷捌場清掃業務	4/1～3/31	NO18仕様書
セリ入札棟共用部分清掃業務		清掃業務	4/1～3/31	NO19仕様書
くしろ水産センター清掃業務		清掃業務	4/1～3/31	NO20仕様書
緑地帯芝刈り業務		芝刈り業務	4回／年度	NO21仕様書
事務室清掃業務		清掃業務	1回／年度	NO22仕様書
第8魚揚場清掃業務		荷捌場清掃業務	4/1～3/31	NO23仕様書
排水管清掃業務		排水管及び受水槽汚泥処理	1回／年度	NO24仕様書
沈殿槽清掃委託業務		沈殿槽汚泥引抜き清掃業務	1回／年度	NO25仕様書
水産資料展示室清掃業務		清掃業務	1回／年度	NO26仕様書
水産加工振興センター清掃業務		清掃業務	1回／年度	NO27仕様書

[元に戻る](#)

維持管理業務仕様

(目的)

第1条 この仕様書は、魚揚場施設維持管理業務の要項を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 指定管理者は、契約書、仕様書等を遵守し、魚揚場施設の機能が損なわれぬよう積極的、能率的かつ経済的に誠意をもって履行しなければならない。

(業務履行の場所)

第3条 業務を行う場所は、次のとおりとする。

(1) 釧路市浜町3番 釧路市魚揚場

(業務の内容)

第4条 業務の主な項目は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備（廃網置場、発泡置場および廃油入等も含む）（以下「施設等」という）および構内の定期巡査（点検、記録、報告）。
- (2) ボイラー、浄化槽、ポンプ等運転設備及び消防用設備等警報装置の監視。
- (3) 施設等の異常に伴う緊急連絡と対応（災害、事故など）。
- (4) 施設等の損傷、故障及び凍結等の対応（補修業務、解凍、解氷業務）。
- (5) 施設等の補修用及び必要物品の作製、取付け。
- (6) 構内交通秩序維持、公園・緑地等の保全および構内除雪業務。
- (7) 施設補修用原材料等の調達及び管理。
- (8) 施設補修工事の発注等と施工管理に関すること。
- (9) おさかなまつり等の補助業務に関すること。
- (10) 油処理作業に関すること。
- (11) その他市の指示または要請する業務に関すること。

(業務の着手)

第5条 指定管理者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる書類を提出し、速やかに業務に着手しなければならない。

- (1) 従業員届
- (2) 勤務割表
- (3) 有資格者名簿

(従業員の資格等)

第6条 維持管理業務に従事するものは次の資格を有すること。

2 従業員届には、従業員となるべき者の氏名、生年月日、年齢、職歴及び有する資格等を記載しなければならない。

3 従業員の承認にあたっては、次の資格要件を勘案して行う。

- (1) 1名以上の資格者をおくもの。
 - ① 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）。
 - ② ガス、電気溶接技能講習修了者。
 - ③ ボイラー技師又は小型ボイラー取扱者。
- (2) 全員が取得すべき資格。
 - ① 第1種および第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者。
 - ② 自動車運転免許証（第一種普通免許等）。
- (3) その他、労働安全関係で必要な資格者を確保すること。

(総括管理者等の選任届)

第7条 指定管理者は、業務の履行に関し、総括管理者を選任し、市に届出なければならない。

2 総括管理者の代理者は、その都度定めるものとする。

(総括管理者等の職務及び制限)

第8条 総括管理者の職務及び制限は、次のとおりとする。

- (1) 総括管理者は、契約書、仕様書等の業務内容を把握し業務全体を統括する。
- (2) 総括管理者は、現場業務について従業員に対する業務分担・作業事項を適確に指示し、遅滞なく業務を履行するとともに、従業員の指導監督を行う。
- (3) 総括管理者は、従業員の研修を行い技能の向上に努めるとともに、安全管理・保健衛生に十分留意する。
- (4) 総括管理者は、常日勤者とする。ただし、総括管理者の代理者はその都度定めるものとする。

(従業員の勤務)

第9条 従業員の勤務は、労働基準法および関係法令を遵守して勤務させなければならない。

(従業員の業務日・時間及び休日)

第10条 従業員の業務日・時間は、次のとおりとする。

(1) 従業員の業務日は、市場開設日とする。

(2) 従業員の業務時間は次のとおりとする。

ア. 市場開設日(土曜日を除く)

7:00~19:00

イ. 市場開設日の土曜日

9:00~17:00

(4) 日勤巡視点検業務は1回とする。

2 従業員の休日は次のとおりとする。

(1) 休市日。

(2) 週に1日総括管理者が定める日。

(従業員等の業務打合せ)

第11条 業務従事者は、業務上必要な打合せを次により行う。

(1) 市場開設日の平日の毎日とする。

ア. 打合せの内容は、勤務状況の報告、施設等の故障、補修等に関する事項とする。

イ. 打合せ時間は、業務時間内の日1回とする。

(2) 月例打合せは、毎月下旬とし、双方協議し定めるものとする。

打合せ内容は、翌月の業務(行事)・事業予定およびその他の必要な事項とする。

2 打合せ担当者は、次のとおりとする。

(1) 総括管理者、従業員。

(2) 水産課職員。

(従業員の服装)

第12条 従業員には、作業に安全かつ清潔で統一した作業服を着用させ、指定管理者名を明記した記名章を必ず身につけること。

(労務管理)

第13条 指定管理者は、従業員の労務管理に関し全ての責任を負うものとする。

(従業員の安全管理)

第14条 指定管理者は、従業員に対して常に労働安全の指導を行い、事故の防止に努めなければならない。

(従業員の保健衛生管理)

第15条 業務の遂行にあたり、従業員の保健衛生管理には十分留意すること。

(緊急事態発生時の勤務体制)

第16条 災害および施設等の異常による緊急事態発生時に備えて連絡網を整え、勤務時間外を含む全従業員が即応できる体制を編成しておかななければならない。

(緊急事態発生時の連絡)

第17条 指定管理者は、各施設において異常又は故障を発見したときは、直ちに受託業務に支障のないよう措置しなければならない。

2 指定管理者が、措置困難と判断したときは速やかに市へ連絡し、指示を受けるものとする。

(諸官庁への届出)

第18条 指定管理の業務履行上必要とする諸官庁等への手続きは指定管理者が行うものとしこれに要する費用は指定管理者の負担とする。

(業務の報告)

第19条 指定管理者は、業務の種別毎に日報および点検報告書等を記載し、市に報告しなければならない。

(別表に指示がある場合は月報も含む。)

2 業務の執行および勤務状況を報告書にまとめて翌月の5日までに市へ提出しなければならない。

3 補修請負業務等は、完了後速やかに市に報告し、検査を受けなければならない。

4 指定管理者は、毎月末日までに翌月分の受託業務履行に必要な勤務割表を作成し市に報告しなければならない。

5 原材料等の利用状況を取りまとめ、年2回(9月、3月)市に報告しなければならない。

6 報告書等の様式は、別に定めるものとする。

(施設の修繕および改良)

第20条 指定管理者は、業務履行のため施設を修繕したときは、市へ修繕報告書等を提出する。

(施設への立入り)

第21条 指定管理者は、施設内に第三者をみだりに入れたり、施設等を無断で使用又は貸してはならない。

(物品の発注と検収)

第22条 指定管理者は、業務履行上必要とする原材料等の発注および検収を行う。

(資材経費の負担)

第23条 業務履行上必要な費用の負担は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---------|---------|
| ①光熱水費 | ②原材料 | ③消耗品 |
| ④修繕費 | ⑤作業用工具 | ⑥各種測定器 |
| ⑦通信費 | ⑧被服費 | ⑨事務用品 |
| ⑩除雪費 | ⑪什器、備品類 | ⑫車両用燃料等 |
| ⑬その他業務に要する費用 | | |

(疑義事項)

第24条 この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び業務の履行にあたり不明な事項については、双方協議するものとする。

維持管理業務の具体的内容

1、魚揚場施設等及び構内の巡視

(1) 巡視回数及び時間

ア 昼 間：1回(業務時間内)

イ その他：漁船入港時、仲買人来場、冬期給水設備点検等で必要な場合随時。

(2) 対象施設等

ア 施設：水産センター、セリ入札棟、魚揚場(第1左・右棟、2、3、6、7、8)、別棟、沈殿槽、南側変電室(ポンプ室含)、トラックスケール、その他構築物。

イ 設備：施設及び構内に付随する全ての設備。

ウ 構内：エプロン、野積場、駐車場、通路及び公園、緑地帯。

(3) 巡視点検箇所及び設備等

ア 別紙「対象施設及び設備」による。

(4) 巡視点検結果の報告

ア 巡視点検結果は、毎日業務日誌に記載し翌月市に報告する。

イ 巡視点検により施設等の異常等、その他必要な事項について対応した場合、その結果を市に報告する。許可なき物、不用物等の状態変化についても同様とする。

2、各種設備警報装置の監視

(1) 監視する設備：ボイラー、浄化槽、ポンプ、消防設備、エレベーター、自動ドア。

(2) 異常対応：警報装置の作動による緊急対応と報告。

3、施設等の異常に伴う緊急連絡と対応

(1) 災害、事故等により施設に支障が生じた場合、関係者への緊急連絡とその対応(メンテナンス契約業者への依頼も含む。)

(2) 損傷を受けた施設等の復旧と事故等の原因調査。

(3) 市への経過、結果報告。

4、施設等の損傷、故障及び凍結等の対応

(1) 対象施設等《前記1の(2)》にかかわる全ての補修及び解氷業務。

(2) 補修等の業務は、巡視等業務時での確認、関係者からの情報提供及び市からの指示要請等により速やかに対処する。

5、物品の発注等業務

指定管理者が負担する業務遂行上必要な消耗品及び原材料等の発注業務。

6、施設等の補修用必要物品の作製・取付

(1) 施設維持管理の業務上、必要な物品を作製し取付け等を行う。

(2) 規模、技術的及び迅速的に対応困難な場合は外注する。また、前記4も同様とする。

7、補修用物品、消耗品の管理

(1) 日常的に使用頻度の高い物品あるいは、特殊な物品等を常備し、その在庫管理を適切行う。

(2) 物品の受払いは品目毎に受払簿にて行い、その状況を年2回、市へ報告すること。

(3) 在庫不足物品の発注業務。

8、構内交通秩序維持及び緑地等の保全

(1) 構内交通規制の標識等の整備及び駐車場、駐車禁止区域のライン引き。

(2) 構内通行禁止等の制限による通行の遮断、囲いまたは解除。

(3) 構内交通障害物の除去または指導。

(4) 長期放置車両の報告。

(5) 公園緑地施設の整備、樹木等の移動または手入れ。

補修請負業務仕様書

(目 的)

指定管理者が発注する修繕工事に関するその内容等を定める。

(修繕の範囲)

本修繕工事の範囲は小修繕とし、その内容については市と協議のうえ決定する。なお、発注にあたっては次の事項を尊重し実施すること。

1 機器補修工事

- ① 業者の選定にあたっては、設備の代理店等実績のある者に行わせる。
- ② 部品等は各メーカーの純正品を原則とし、市販部品を採用するときはその品質等を調査し市と協議のうえ決定する。
- ③ 機器の撤去、分解、据付けに当たっては市と協議すること。

2 土木建築工事

- ① 業者の選定にあたっては、釧路市の指名登録業者等に行わせる。
- ② 工事資材等は土木工事および建築工事施工基準に準用する材料等を使用するものとする。
- ③ 施工にあたっては、事前に市と協議すること。

3 完了報告と検査

工事完了後に必要書類を添えて業務穂酷暑により報告すること。

魚揚場施設維持管理業務

[元に戻る](#)

対象施設および設備と点検項目

	点 検 個 所		点 検 内 容	設 備	点 検 内 容	備 考
全 施 設 共 通	1 . 防 犯		戸締り、施錠確認。窓ガラス等の確認。在室者(休日、夜間)の確認。不要物、不審者の有無。			
	2 . 防 火		暖房、ガス、電気機器等の確認。灰皿等の確認。その他	火災報知設備 火災通知設備	感知器、表示通報装置等 目視点検 BOX、押ボタン、表示灯等 目視点検	
	3 . 漏 水		給排水設備、暖房設備、水槽設備、給湯設備の状況等。	洗 面 所 等 靴 洗 場 等	蛇口、バルブ等の締め忘れ 破損等 および汚物等による排水の詰まり	
	凍 結		凍結「特に水道(蛇口、配管)水洗トイレ」	水 洗 ト イ レ	汚物等による詰まり、 流し忘れ	
	4 . 不要灯		非常灯消灯(水産センター夜間)	階 段・誘 導 灯 照 明 設 備	点滅確認および破損等 消し忘れ	
	5 . その他		ガス漏れ(湯沸室、食堂等) 禁止貼り紙(関係者以外の 広告、募集等)			
	各 施 設 毎 の 要 点	水 産 セ ン タ ー の 一 部	(1)食 堂	盗難、破損等	厨 房 設 備	火気および給排水設備の 始末、整理整頓
(2)機械室			火気、重油およびガス 漏れ等	暖 房 設 備	ボイラーの状況および燃料 温水等の漏れ	ヘッター、ライン ポンプ等含む
				給 水 設 備	給水ポンプの状態および 受水槽等の漏水	
(3)休養室			灰皿等火気の始末	自 動 販 売 機 類	盗難、破損等	
(4)洗濯室			設備の外観点検	洗 濯 機 等	破損および自販機類の 盗難等	
(5)渡廊下			施錠確認(扉、窓等)			
(6)マリント ポス			火気、消灯破損等		周辺の目視点検(夜間)	
(7)会議室 3F			施錠および室内清掃等の 状況	備 品	会議室用テーブル等備品の 整理整頓	
		換気暖房設備		作動、停止の確認		
入 札 棟		(1)セリ場	扉窓等の開閉、破損吸殻等 火気の始末	セリ台、黒板 照 明 設 備 等	破損等 器具等の状態および不要 部分の消灯	漁獲状況確 認(数量、単 価)(含む黒板 灯)
	(2)貸 室 事務所	外観点検―盗難等状態確 認。ドアの施錠、破損等		破損、盗難等		

点 検 個 所		点 検 内 容		設 備	点 検 内 容	備 考
各 札 棟	入	(3)ロビー 1F,2F	窓等の開閉および施錠等	自 動 販 売 機	盗難、破損等	
	機 械 室 (地下)	火気、重油およびガス 漏れ等		暖 房 設 備	ボイラーの状況および燃料・温水等の漏れ	ヘッター、ラインポンプ等含む
				空 調 設 備	動作状況および温度	
				給 排 水 設 備	各ポンプの状態および受水槽等の漏水等	
施 魚 揚 場	(1)共通 (2,3,6,7,8)	大戸開閉、施錠確認(荷揚げ中開放)、大戸振れ止めおよび吊り金具等の破損、荷捌所内の車両等の駐車	照 明 設 備	器具等の破損、点灯等の確認および不要	(冬期間大戸関係の凍結)	
			排 水 設 備	排水路の詰まりおよび汚物用金網目詰り		
	(2)第 2	火気、施錠、破損等の確認。配電設備	ポ ン プ 設 備	各部点検及び漏水等、日誌・月報に準ずる		
	(3)第 3	1階全体(保冷库および冷凍庫設備除く) 火気および破損等の確認 配電設備	暖 房 設 備	ストーブおよび燃料タンク等の確認		
			自 動 販 売 機	盗難、破損等、日誌・月報に準ずる。		
	(4)第 6	天窓排気ガラリ等の状態および破損	同 上	同 上		
	(5)第 7	天窓排気ガラリ等の状態および破損漏水、火気および施錠等の確認	同 上	同 上	(含むFF排気管)	
			暖 房 設 備	ストーブおよび燃料タンク等の確認		
	(6)第 8	天窓排気ガラリ等の状態および破損漏水、火気および施錠等の確認	地 下 配 管 室	汚水、雨水等の浸水		
			同 上	同 上		
			紫 外 線 殺 菌	紫外線殺菌装置の確認		
			地 下 配 管 室	汚水、雨水等の浸水		
沈 澱 槽	窓、ドア等の開閉破損等、配電設備	機 械 設 備	運転状況	運転中の機器は計器等確認		
		操 作 装 置	自動、手動又は運転等SWの位置確認			
		汚 物、し 渣 籠	量および汚れ等、日誌・月報に準ずる			
第 一 魚 揚 場 左 右 翼 棟	貸室火気および戸締り等 外観点検、施錠等外観点検 浮浪者・不審者等の確認(トイレ)	照 明 操 作 盤	左右棟および駐車場等の防犯用照明設備の点灯確認	(施設老朽化に伴い、火気には要注意)		
		消 火 器	本数および収納箱等			
別 棟	(1)旧売店	破損、盗難、火気、施錠等 外観点検	自 動 販 売 機	盗難破損等(理髪店は、自販機なし)	(施設全体老朽化要注意)	
	(2)受変電室	目視外観点検	受 変 電 設 備	受配電日誌、月報に準ずる	(トイレ・火気注意)	
ト ラ ッ ク ス ケ ー ル	検量室窓ガラス、ドア等外 観点検スケール乗り入れ口 等の目視点検		計量器排水設備	秤量部鋼板の状態等目視点検排水バルブの状態(晴天時開、雨天時閉)	(警報装置確認)	

点 検 個 所		点 検 内 容	設 備	点 検 内 容	備 考	
各	変電室	(1)水 産センター 破損、火気、施錠等室内温度（夏期）	受配電設備 温度調整設備	受配電日誌、月報に準ずる温度設定値および給排用換気扇目視点検		
		(2)南 側 窓ガラス破損、火気、施錠等室内温度（夏期）電気設備用消耗部品の整理整頓	受配電設備 温度調整設備	受配電日誌、月報に準ずる温度設定値および給排用換気扇目視点検		
施	南側ポンプ室	窓ガラス破損、火気、施錠等	操 作 装 置	自動、手動又は運転等SW位置確認	運転中の機器は計器等確認	
			塩 水 設 備	先発機等設定確認、テストバルブ等バルブの状態確認、 軸受けオイル量確認	（冬期間外部配管水抜き）	
			給 水 設 備			
設	南側トイレ及び第7横トイレ	汚物等の流し忘れ及び浮浪者不審者の確認夜間等時間的に施錠（一時期）	暖 房 設 備	温度設定値および室温	（冬期間）	
			洗 浄 装 置	洗浄タンクおよびフラッシュ弁の状態		
	構 内 全 般	破損、陥没、汚水溜まり、障害物等の確認路面凍結、氷割り、除雪（冬期間）	照 明 設 備	破損、夜間点灯確認		
車 止、防 護 柵			破損および位置等			
毎	構	(1)駐車場	車両確認、区画割（白線）	標 識	位置確認、破損等	
		(2)岸 壁	目視確認	船 舶 給 水 設 備	漏水およびバルブ等の状態確認、破損	
	船 舶 給 電 設 備			扉、端子台等の破損および使用状態確認		
	防 舷 材 係 船 柱			破損等状態確認	（含む係船環）	
	内	(3)公 園	目視点検	水 道	漏水、蛇口、破損等確認	（冬期間閉鎖）
				遊 具	破損等状態確認	
				銅 像 、 碑 等	盗難、汚損等の確認	
浄 化 槽	(1)水産センター横	構内、スカム等の確認施錠破損等	機 械 設 備	スクリーン汚物量、ポンプ運転状態確認	（目視、聴取確認）	
			操 作 装 置	自動、手動又は運転等SW位置確認	運転中の機器は計器等確認	
	(2) 南	構内汚物、沈澱物の量等確認施錠破損等汚物籠（金網）	機 械 設 備	ポンプの運転状態確認ブローアの運転順位および潤滑油の量		
操 作 装 置			自動、手動又は運転等SW位置確認	運転中の機器は計器等確認		
点	そ の 他	構内等全体の安全監視確認、不審者、不審物	その他の設備 水産加工振興センター	設備の機能維持に関する事項受配電日誌、月報に準ずる		

[元に戻る](#)

外来船誘致対応管理業務

外来船誘致対応施設の清掃及び貸し自転車の管理業務

1. シャワー室清掃 1式

水産センターシャワー室の清掃業務

履行期間:7月～11月末

1. 5H/日×25日×5ヶ月

2. 貸自転車管理業務 1式

外来船乗組員に対する無料貸し自転車の管理業務

履行期間:7月～11月末

2. 0H/日×3回×2名×5ヶ月

3. 貸し自転車整備業務 1式

外来船乗組員に対する無料貸し自転車の整備業務

履行期間:7月～11月末

1. 0H/日×10日×5ヶ月

[元に戻る](#)

揚場使用料・貸室に関する管理業務

名 称	数量	単位	備 考
魚揚場使用料徴収業務	24	時間	2h／月×12ヶ月
①使用申請受付			
②許可及び納付書送付等			
貸室使用料徴収業務	48	時間	4h／月×12ヶ月
①使用申請受付			
②許可及び納付書送付等			
貸室使用料徴収業務	10	日	4月：10日間
①使用申請受付			
②許可及び納付書送付等			
シャワー室管理経費徴収業務	16	時間	4h／月×5ヶ月
光熱費徴収			
①電気			
②ボイラ燃料油			
③水道			
④清掃			
⑤消耗材			

揚場構内除雪業務仕様書

1. 除雪の判断

除雪は、積雪量15cmを一応の目安とするが、基本的には市場業務に支障とならないよう両市場から荷揚げの有無等の情報を得るとともに、下記の気象状況等を把握し、必要とする除雪体制(車輛台数、人員、時間、範囲)をもって実施することを基本とするが、臨機応変な対応が求められる場合は市と協議し実施する。

(1) 係船と荷揚げ状況の把握

ア、漁船の入出港状況、

イ、係船時間、

ウ、荷揚げがある場合の時間帯

(2) 気象予想における今後の降雪状況

ア、降雪時間帯

イ、降雪量の把握

ウ、雪質(湿り雪の場合とサラサ雪での対応が異なる)

エ、外気温(積もった雪が融解し、凍結すると除雪時間、除雪までの通行に影響するため)

(3) 具体的な除雪判断(例)

荷揚げ業務を現在行っており、積雪量は15cm満たないものの湿り雪で荷捌場迄のリフト走行、荷捌場出入りが困難になっている。

今現在も降っており、今後の降雪予想等勘案した場合翌日に実施することが効率的であるが、これから荷揚げ業務が予定されており、支障となる可能性が高い。

翌日にすることが可能であるが、外気温を勘案した場合、凍結が予想され確実な除雪が出来なくなる。

2. 除雪の範囲と優先度

荷揚げ業務に支障無きよう荷揚げ岸壁と荷捌場への出入り口通路及び幹線道路を優先実施した後その他道路等の除雪を行う。

3. 具体的な除雪範囲とその方法

(1) 荷揚げ係留岸壁等の通行路確保の順位(図面参照)

① 東、西、南側新漁港埠頭岸壁、波除堤(北側5.0m)・・・2車線路の確保

② スケール出入通路、水産センター横幹線道路・・・2車線路の確保

③ 副港内港岸壁(波除堤:内港側)、第3揚場前・・・2車線路の確保

④ 第2揚場前、旧第5揚場裏、左翼棟前・・・2車線路の確保

⑤ 第7揚場裏道路・・・2車線路確保

⑥ 港湾道路・・・1車路

⑦ 第1揚場中央通路・・・1車路

⑧ 駐車場・・・別紙所定範囲

以上の除雪が終了した後の対応は市との協議による。

(2) 排雪の処分

除雪後の雪の処分についてはタイヤショベルにて所定の堆積場に集雪すること。

(3) 集雪場

(図面参照)

4. 借上げ除雪車両と設計積算時間

(1) トラクタショベル160kw級 2台 × 17.0時間 = 34時間

(2) ダンプ10トン級 2台 × 17.0時間 = 34時間

(3) リフト2.5トン級 2台 × 21.5時間 = 43時間

[illegible]

[元に戻る](#)

[元に戻る](#)

市設魚揚場電気設備保安試験業務仕様書

本業務は釧路市自家用電気工作物保安規程第20条に基づく副港市設魚揚場各施設の自家用電気工作物(電気設備)の保安点検である。

1、業務施工範囲

- 1, 新漁港水産センター電気室受配電設備
- 2, 新漁港第2電気室受配電設備
- 3, 旧電気室受配電設備

2、本業務における測定点検の機器等については次の通り

(1)新漁港水産センター電気室受配電設備			
地絡方向継電器	2 台		
地絡過電圧継電器	1 台		
不足電圧継電器	1 台		
過電流継電器	7 台		
地絡過電流継電器	2 台		
遮断器連動試験	12 台		
ケーブル絶縁診断	2 本		
高圧絶縁測定	1 式	(5回路)	
低圧絶縁測定	1 式	(34回路)	
接地抵抗測定	1 式	(6回路)	
高圧機器清掃工	1 式		
(2)第2電気室受配電設備			
不足電圧継電器	1 台		
過電流継電器	18 台		
地絡過電流継電器	2 台		
遮断器連動試験	17 台		
高圧絶縁測定	1 式	(1回路)	
低圧絶縁測定	1 式	(46回路)	
接地抵抗測定	1 式	(4回路)	
高圧機器清掃工	1 式		
(3)旧電気室受配電設備			
地絡方向継電器	1 台		
地絡継電器	2 台		
不足電圧継電器	1 台		
過電流継電器	2 台		
遮断器連動試験	6 台		
高圧絶縁測定	1 式	(13回路)	
低圧絶縁測定	1 式	(47回路)	
接地抵抗測定	1 式	(4回路)	
絶縁油試験	3 台		
フルフルール試験	3 台		
高圧機器清掃工	1 式		

3、測定点検における留意事項

- (1)受電設備の測定・点検日時
 - ア、当該受電設備の測定点検については、安全確保のため作業停電をもって行うが、生産活動に支障がない休市日等とする。
 - イ、この場合、限られた日における時間設定となるため、4箇所ある受電設備を同時期範囲の中で完了するよう人的確保を行うこと。
- (2)測定結果の提出
 - ア、測定点検の結果不良事項が判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。
 - イ、成果品となる測定点検結果表については、所定の様式にて提出すること。
 - ウ、同測定点検結果表には、不良事項に関し、基準規程及び測定値等を明記した総括表を添付すること。

以上

[元に戻る](#)

トラックスケール精度確認検査業務仕様書

1、目的

本業務は、保税計量器（トラックスケール）使用認定条件と計量法に基づく積載部の分解・点検整備作業および精度確認検査であり、業務遂行にあたっては、計量法を遵守し施行すること。

2、施行場所

釧路市浜町3番18号 釧路市魚揚場（トラックスケール）

3、履行期間

6月初旬 ～ 7月末日

4、検査設備概要

- ・トラックスケール
- ・本体 型 式：こうかん併用ロードセル式
ひょう量：50,000Kg
最小目盛：20Kg
精 度：±1/2500（±20Kg）
使用電源：AC 100V 50Hz
- ・記録装置 型 式：ドットマトリックスプリンター
仕 様：計量時カード差込方式
- ・台 数 各4セット(A, B, C)
- ・横桁ブロック A面、B面、C面の3台

5、業務内容（年度により点検項目等変更になるため注意のこと）

「トラックスケール」

- ・積載部分解・組立 A, C 2台
- ・接点部点検、注油 A, C 2台
- ・振れ止め調整 A, C 2台
- ・制御部点検（制御器の清掃、基板の活性化等） A, B, C 3台
- ・精度調整・確認検査（分銅輸送、分銅管理含む） A, B, C 3台
- ・各種部品取替 1式
- ・上記作業に要する消耗品（インクリボン、シャシーグリース等） 1式

6、点検要領

本業務の点検等にあたっては、スケール3台（漁組使用1台、魚市場使用1台、共用1台）の同時停止はできないことから、上記両市場と協議し、計量業務に支障のないよう万全を期すこと。

7、業務の安全対策について

点検・整備等にあたっては、安全対策を十分考慮し事故のないよう実施する事。

8、書類の提出

- ・現地試験成績表
- ・函館税関釧路税関支署に提出する計量器の精度確認願に要する書類一式（各3部）
- ・計量法に基づく提出書類 一式
- ・その他必要と思われるもの

[元に戻す](#)

受水槽維持管理業務仕様書

(目 的)

1、本業務は、「建築物に於ける衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、受水槽等の機能を常に清潔かつ衛生的に保つための水質検査および清掃業務を実施するものである。

2、業務名 : 受水槽維持管理業務委託

3、履行場所 : 釧路市浜町3番18号 釧路市魚揚場
(水産センター1階、セリ入札棟地下、南側ポンプ室)

4、履行期間 : 4月 1日から
3月31日まで

(水質試験検査)

5、水質試験検査は、次の各項について実施する。

(1) 水質試験検査 (年2回、21項目)

① 水槽点検(ひび割れ、汚染、異物混入)

② その他衛生(水槽付近の整理、マンホールの施錠、通気口・排水管の防虫網)

③ 外観・形状(末端給水口の水の濁り・色度・臭い・味)

④ 残留塩素(0.1mg/ℓ以上)

(2) 簡易専用水道検査(年1回)

(3) 残留塩素測定 (各月2回)

(清掃作業) 受水槽清掃 (年1回)

6、作業員の衛生管理については、次のとおり実施する。

(1) 監督者を含む作業班を編成する。(監督者は有資格者とする)

(2) 作業員には、常に健康に留意させ 定期健康診断を受けさせ、異状のないものを就労させる。

(3) 作業員は、作業直前にあらかじめ消毒済みの専用作業着、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用させる。

(作業手順)

7、作業手順については、次のとおり実施する。

(1) 清掃作業は原則として、受水槽、付属設備の順に実施する。

(2) 受水槽の元栓及びバルブ等を閉め、加圧ポンプを停止する。

(3) 水中ポンプ等にて排水し、必要により給排気ファン等にて槽内換気をする。

(4) 槽内排水等の完了後、各設備及び水槽等の点検清掃を実施する。

(5) 各作業終了後、水張りをすると共に各機器の機能を点検前の状態に戻す。

(6) 作業終了後、再度各機器の状態等を再確認し、監督員立会いの下に残留塩素等を測定し監督員の確認を得る。

(報告書及び検査)

8、報告書の提出については、次のとおりとする。

(1) 作業完了後、報告書に必要事項を記入して提出する。

(2) 水道法第24条の2の規定による検査等について、関係書類等を作成し釧路市上下水道部の検査を受けること。

暖房設備保守点検仕様書

1、目 的

本業務は、暖房設備の機能が常に最良の運転状態を保つために行うものである。

2、業務名 : 暖房設備保守点検委託

3、履行場所: 釧路市浜町3番18号 釧路市魚揚場 (くしろ水産センター1階、セリ入札棟地下)

4、点検該当機種

(1) ボイラー本体

- ① KSL-400AH型 (水産センター)
- ② KSL-300AH型 (セリ入札棟)

(2) 配管及びヒーター等

- | | | | |
|--------------|-----|------------|-----|
| ① 配管 | 1式 | ⑤ ラインポンプ | 17台 |
| ② ヘッター | 4台 | ⑥ ファンコイル | 36台 |
| ③ サーマパネル | 66台 | ⑦ バルブ外・その他 | 1式 |
| ④ ルームサーモ・三方弁 | 1式 | | |

5、点検内容と報告

(1) 点検概要と頻度

動作状態及び配管、継手類の状態と各部の漏水、油漏れ、腐食等の点検。
(4月、7月、10月の月1回、1月の年点検)

(2) 月例点検内容

① ボイラー本体

- | | |
|--------------|----------|
| (ア) 本体関係 | (イ) 制御装置 |
| (ウ) 燃焼装置 | (エ) 本体関係 |
| (オ) 抽気装置 | (カ) 安全装置 |
| (キ) ボイラ廻りの状況 | |

② 補機点検

- (ア) オイルポンプ×2台 電流、異音、異臭、油漏れ、振動
- (イ) 温水ポンプ×9台 電流、異音、異臭、油漏れ、振動
- (ウ) 加圧給水×2台 電流、異音、異臭、油漏れ、振動
- (エ) 配管 温水管(水漏れ、腐食)、油管(油漏れ、腐食)
- (オ) 指示計、液面計、排煙計

(3) 年次点検内容

月例点検内容に準ずる。

(4) 報 告

作業終了後、その内容を書面にて報告する。

6、故障対応

ボイラー本体の故障等緊急事態に速やかに処置すること。

7、作業の実施

保守点検作業には、火災、油漏れ等に注意し、安全を十分確認し作業を実施すること。

[元に戻す](#)

暖房用自動制御設備保守点検仕様書

業務名:暖房用自動制御設備保守点検業務

1. 業務の目的

本業務は水産センター及びセリ棟に設置している暖房設備の自動制御機器の機能を維持を目的に点検調整する。

2. 点検内容

● 機器単体点検調整

- ① 電源・電圧チェック
- ② 可動部動作チェック
- ③ 電気抵抗値チェック
- ④ 感知部温度チェック
- ⑤ 端子台等の締め付け
- ⑥ 各部点検清掃

● 作動試験調整

- ① システム調整設定
- ② 発熱等異常の有無
- ③ 外観等総合チェック

3. 報告書

機器リスト 1部
点検調整報告書 1部

4. 点検機器リスト

(1)水産センター

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位
バルブアクチュエーター	STF61	3	個
室内温度調節器	RCA61-1	3	個
凍結防止サーモスタット	RAD5ur	3	個
水温調節器	RCE61-11	3	個
ダンパー操作器	SMC21	4	個
ダンパーリンケージ	R700/S	4	個
凍結防止サーモスタット	RAD5ur	5	個
電子式プログラムタイマー	H5W	1	個
緊急遮断弁	E1-FS20	1	個
感電装置	TO-01	1	個
電動式レベル制御発信器		1	個
液面計	DL-43	1	個
排煙濃度計	S-21	1	式
自動制御盤		1	面

(2)セリ棟

名 称	規 格 寸 法	数 量	単 位
換気温度調節器	RCM61-11	1	個
給気温度調節器	RCM61-12	1	個
遠隔設定器	FZA21-11	1	個
ユニット形温度調節器	TRK101	1	個
バルブアクチュエーター	SYF61	1	個
ダンパーモーター	ME81D	2	個
ダンパーリンケージ	R700/S	2	個
室内温度調節器	RCA61-1	3	個
温水温度調節器	RCE61-11	3	個
バルブアクチュエーター	STF61	3	個
凍結防止サーモスタット	RAD5ur	3	個
凍結防止サーモスタット	RAD5ur	2	個
ダンパーモーター	ME81D	1	個
ダンパーリンケージ	R700/S	1	個
感電装置	TO-01	1	個
フロート式液面計	FBS-1	1	個
液面計	WR-3	1	個
排煙濃度計	S-21	1	式
自動制御盤	450W*800H*200D	1	面

消防用設備等保守点検業務

本業務は消防法に基づく消防用設備等の機能及び総合点検業務である。

元に戻す

点検仕様書（各施設点検数量内訳表）

名 称	呼称	水産センター	セリ入れ (第6魚揚場)	第7魚 揚場	南変電 室	第2魚 揚場	第3魚 揚場	第1魚 揚場 (左翼)	第1魚 揚場 (右翼)	検量室	第8魚 揚場
※避難器具設備 緩降機	台	1									
※自動火災報知設備											
受信機P型1級10L	台			1							
受信機P型1級15L	台		1								
受信機P型1級25L	台										
受信機P型1級30L	台	1									
受信機P型2級3L	台					1					
受信機P型2級5L	台						1				
差動式スポット型感知器	ケ	64	38	16		14	3				
定温式スポット型感知器	ケ	25	19	1		5	21				
煙感知器	ケ	17	12	2		1					
手動発信機P型1級	ケ	8	3	3							
手動発信機P型2級	ケ					1	2				
ベル	ケ	8	6	3		2	2				
表示灯	ケ	8	3	3		1	2				
交流電源	式	1	1	1		1	1				
予備電源設備	式	1	1	1		1	1				
配線点検（総合点検のみ）	式	1		1		1	1				
※排煙設備											
制御盤5L	台	1		1							
制御盤15L	台										
制御盤25L	台		1								
煙感知器	ケ	7	6	5							
定温式スポット型感知器	ケ	1									
排煙口（窓）	台	13									
排煙口	台		36	6							
手動起動装置	台	5	12	2							
シャッター用レリーズ	台		10	3							
防火扉用レリーズ	台	4	2	2							
ダンパー用レリーズ	台	3									
電子ブザー	ケ		10								
配線点検（総合点検のみ）	式	1	1	1							
※消防隊進入口	ヶ所	2									
※粉末消火器 ABC蓄圧式	本	37	36	10	1	11	5	8	5	2	
※誘導灯及誘導標識											
避難口誘導灯10W	灯		19	8							
避難口誘導灯20W	灯	14									
避難口誘導灯40W	灯	8									
通路誘導灯10W	灯	3									
通路誘導灯10W・20W	灯		17								
階段通路誘導灯20W	灯	12		6							
誘導灯信号装置	台	1	1								
※非常灯設備											
丸型20W	灯	1	8	6							
丸型40W	灯	30	35	10							
蛍光灯20W	灯	15	27	2							
蛍光灯40W	灯	29	7								
※非常警報設備											
押釦	個		11	8					2		
表示灯	個		11	8					2		
ベル	個		22	16					4		
操作装置	台		1	1					1		
交流電源	式		1						1		
蓄電池設備	式		1								
スピーカー	台		31								
非常放送盤	台		1								
配線点検（総合点検のみ）	式		1	1							
※屋内消火栓設備											
ポンプ・モーター	台		1	1							
呼水槽	台		1	1							
屋内BOX	台		3	3			2				
制御盤	台		1	1							
発信機連動リレー	台		1	1							
常用電源	式		1	1							
起動押釦	ケ		3	3							
水源	式		1	1							
配管	式		1	1							
放水試験（総合点検のみ）	式		1	1			1				
配線点検（総合点検のみ）	式		1	1							
※金属製避難はしご	台			2							
※動力消防設備											
ポンプ装置	台		1	1	1	1		1	1		
エンジン装置	台		1	1	1	1		1	1		
放水試験（総合点検のみ）	式			1	1	1			1		

注

(1)第8魚揚場の消防用設備等については、今後新設予定である。

浄化槽保守点検業務仕様書

[元に戻る](#)

(目 的)

第1条 この仕様書は、釧路市魚揚場に設置している浄化槽の保守点検と清掃業務要領である。

(委託業務の内容)

第2条 点検業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1)施設に設置されている浄化槽に対して、浄化槽法施行規則第2条及び第3条に基づき、その保守点検と清掃業務を行うものとする。

(2)指定管理者は、浄化槽の維持管理上必要な指導を行うものとする。

(3)浄化槽型式

処理方式 : 接触式ばっき

処理対象人員 : 180人

(履行期間と場所)

第3条 業務の履行期間は次のとおりとする。

(1)場所: 釧路市魚揚場南側トイレ、第8魚揚場

(2)履行期間: 4月 1日から
3月31日まで

(業務の履行と着手)

第4条 指定管理者は、業務の履行を次に掲げる事項により行うものとする。

(1)浄化槽法第48条に基づき委託業務を定めるものとする。

(2)業務の適正な履行のため、指定管理者は浄化槽法第45条第1項に基づく浄化槽管理士の有資格者を確保し、その有資格者により業務を履行する。

(3)業務の履行については、双方協議の上、日時等を決定するものとする。

(報告等及び態勢)

第5条 指定管理者は、契約締結後すみやかに有資格者名簿を市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に変更が生じた場合、すみやかにその旨を書面で市に提出しなければならない。

3 業務を実施した者は、浄化槽法施行規則第5条第2項及び第3項に基づき記録を提出するものとする。

第6条 業務にかかる器具、機械、消耗品等は、指定管理者の負担とする。

2 設備等で、補修にかかる部材費等については、双方協議の上決定する。

釧路市魚揚場地下油槽漏洩検査仕様書

本業務は消防法に基づく市設魚揚場構内に設置する地下オイルタンクの定期検査業務

点 検 項 目		点 検 内 容
上 部 ス ラ ブ		亀裂、崩没、不等沈下
タ ン ク 本 体		漏洩及び異物混入の有無
通 気 管		位置、固定の適否
		腐食、損傷の有無
		引火防止網の脱落腐食、目詰まり有無
計 量 口		蓋の閉鎖状況
		変形、損傷の有無
漏 洩 検 知 管		変形、損傷、土砂等
注 入 口		蓋の閉鎖状況
		変形、損傷の有無
注入口計量口ピット		亀裂、損傷、滯油、滯土砂等の堆積の有無
計 量 装 置		動作の状況及び指示の適否
配 管 等	配 管	漏洩の有無
		変形、損傷の有無
		塗装状況及び腐食の有無
		固定の適否
	点検ボックス	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無
	バ ル ブ	漏洩、損傷等の有無
		開閉機能の適否
ポ ン プ		漏洩の有無
		異音異常、振動異常、発熱の有無
		塗装状況及び腐食の有無
		固定ボルトの腐食及び緩み等の有無
標 識 、 掲 示 板		取付状況、記載事項の適否及び損傷 汚損の有無
消 火 器		位置、機能の適否
危 険 物 の 終 了		届出に係る数量以内
清 掃 、 整 頓		危険物の飛散等
報 告 書		検査報告書 1部

[元に戻る](#)

釧路市魚揚場深井戸ポンプ保守点検業務仕様書

1, 施設場所およびポンプ等仕様

- (1) 1号深井戸ポンプ設備(第2魚揚場後方 井戸深さ約67mポンプ位置29.9m)
200V3φ15.0Kw 86.0Kg 口径100mm
- (2) 2号深井戸ポンプ設備(南ポンプ室前方 井戸深さ約65mポンプ位置約17.5m)
200V3φ11.0Kw 77.0Kg 口径100mm

2, 井戸及びケーシング点検項目

- (1) 水位(動水位、静水位)、深度測定、水質試験
- (2) 砂の堆積、排砂状況(5mg/l以下)
- (3) その他機能維持点検

3, 揚水管等点検項目

- (1) 腐食、汚損
フランジ、パッキン、ボルト、ナット類の緩み、漏水、錆の有無
吐出バルブの開閉動作状況、連成計の指示確認
上部吊架台点検
ピット室内排水、清掃

4, ポンプ点検(分解整備)

- (1) 外筐及び羽根車の損傷の有無
- (2) 主軸、スリーブの摩耗測定
- (3) 中間ベアリング、ネックリング、トップベアリングの状況
- (4) その他機能維持点検

5, 総合点検

- ポンプ性能のチェック、過剰揚水の有無、水質
- (1) 運転試験(締め切り運転時、通常運転時)
電圧、電流、締切圧力、水位、吐出圧力
- (2) 濁度、色度、PH

6, 報告

- (1) 各点検項目報告書
- (2) 損傷箇所および点検作業写真
- (3) 点検所見(現状、予測)

[元に戻る](#)

エレベーター保守点検仕様書

- 1、目 的
本委託業務は、昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つため計画的に保守点検を行うものである。
- 2、委託業務名：水産センターエレベーター保守点検委託
- 3、点検期間： 4月 1日から
3月31日まで
- 4、委託場所および機種
場 所：釧路市浜町3番18号 釧路市魚揚場（くしろ水産センター）

機 種：三菱電機 間接油圧エレベーター（750kg、乗用、EER-S付）
- 5、保守点検
 - （1）定期的に機器、装置の点検を行い、必要に応じて給油、調整、清掃を行う。
修理取り替えを行う。
 - （2）機器の磨耗および劣化を予測し、機能維持を図るため、機器の構成部品の
 - （3）定期的に昇降機の総合的な機能を確認する。
 - （4）点検対象箇所及び内容については「点検内容」のとおりとする。
 - （5）点検作業終了後はすみやかに「保守作業報告書」を提出する。
- 6、故障対応
故障等の緊急事態に備え適切な処置が行える様、24時間専門技術者を待機させ対応にあたること。
- 7、作業の実施
保守点検作業は、昇降機の運転を休止し安全を十分確認し実施する事。
- 8、その他
本仕様書になき事項については、双方協議のうえ設備の機能を最良の状態に維持するものとする。

自動ドア保守点検仕様書

(目 的)

第1条 この仕様書は、水産センター自動ドアの正常かつ円滑な機能の維持のためのものである。

(期 間)

第2条 契約期間：自 4月 1日
至 3月31日

(履行場所)

第3条 履行場所：釧路市浜町3番18号
釧路市魚揚場 くしろ水産センター
釧路市魚揚場 第8魚揚場

(機種)

第4条 点検機種：SOV-200KT-3型・・・・・・3台

(業務の内容)

第5条 指定管理者は、機器の予防保全のため4ヶ月毎（年3回）技術者を派遣し次の各点検を行うものとする。

- (1) 駆動装置：ベルト、ワイヤー、チェーンの伸び及びゆるみ破損、駆動時の円滑性、駆動装置の締結ゆるみ、摩擦度、開閉速度、クッション、開閉力、異音
- (2) 扉懸架部：レールの曲がり、下がり、交配、偏摩耗、ゆるみ、吊車の磨耗締結の緩みと踊り、扉の下がり、上下のチリ、召し合わせ、戸当りゴムの磨耗、振れ止めの磨耗、共振騒音、ガイドレール内の異音
- (3) 電気関係：電圧、絶縁抵抗、漏電、配線のひっかかり、断線、端末結線のゆるみ
- (4) 検出装置：起動センサー、補助光電スイッチ、ドアコントローラの固定、リード線処置、感度、検知範囲、誤動作、安全性
- (5) その他：機器全般の清掃、注油、調整及び磨耗障害部分の修復と分解整備

(業務の履行)

第6条 指定管理者は、作業を実施する場合常に作業等の安全に注意し、市への連絡の後、実施すること。

ボイラー煤煙濃度測定

大気汚染防止法にかかる煤煙濃度測定業務を行うもの

対象機器:水産センター暖房用ボイラー

点検回数:1回／年

紫外線殺菌保守点検業務仕様書

1. 目的

高度衛生施設である第8魚揚場で使用する紫外線殺菌装置の維持管理のために保守点検を行うものである。

2. 件名

第8魚揚場清浄海水供給設備工事

3. 場所

釧路市浜町3番18号 釧路市魚揚場 第8魚揚場

4. 機種名

紫外線殺菌装置(UV-1) YUV-49型 12本

- ・紫外線ランプ VSO-200 Y端子付き
- ・電子安定器 AO-201/AO-202
- ・石英管 ナット付き石英管 G-1250SFV
- ・Oリング P-25 FKM70°
- ・積算時間計 H7ET-NFV
- ・ファンモーター R87F-A1A15HP AC100V/R87F-A1A15HP AC200V
- ・フィルタメディア R87F-FL120-M120

5. 内容

(1) 定期点検(年1回)

(2) 機器の交換

6. その他

本仕様書になき事項については、双方協議のうえ設備の機能を最良の状態に維持するものとする。

[元に戻る](#)

釧路市魚揚場清掃業務仕様書

1、清掃箇所・内容・回数等

箇 所		対象面積 (㎡)	集塵作業		水洗い作業		はき取り作業	
			頻度根拠	回	頻度根拠		頻度根拠	回
第1揚場	荷 捌 所	3, 8 4 0	4～3月開市日	60		60		48
	エプロン	6, 8 5 0	4～3月開市日	294		140		48
	右翼・左翼 前駐車場中央玄関前	2, 2 9 8						48
	プラットホーム	2 2 8						
	セリ場	8, 2 2 7						
第2揚場	荷 捌 所	1, 8 0 0						48
第3揚場	荷 捌 所	1, 6 0 3		270		270		98
	エプロン	2, 0 1 5	4～11月開市日 (20)	294		140		21
	通 路	2 4 3						
北埠頭直線部		4, 1 1 3	4～3月	21		21		21
ニチロ漁業前		3, 6 5 0				8		21
波 除 堤		4, 1 3 3	4～11月週4回 (139)	98		98		21
新 漁 港 埠 頭	第6荷捌所	4, 8 8 8	4～3月開市日	220		220		98
	第7荷捌所	4, 5 8 1	4～3月開市日	130		130		98
	西側野積場	9, 2 2 8	4～11月開市日	98	4～11月開市日	68		68
	トラックスケール	3, 8 5 8	4～3月	98				98
	通 路	4, 8 0 0	7～10月開市日	98	4～11月開市日	68		68
	駐 車 場	4, 5 5 4	7～10月開市日	98	4～11月開市日	68		21
	エプロン	8, 6 0 0	4～3月開市日	294		220		98
	セリ入札場	2 6 9						206
	セリ入札棟周辺部	7 9 8						98
	東側荷捌所周辺部	5, 5 9 0						98
	南側荷捌所周辺部	9 9 5						98
	沈殿槽区域	3, 0 7 1						48
	公 園	3, 5 2 8						48
	水産センター舗装	1, 1 6 2	4～11月開市日	98		98		21
	水産センター前庭	2, 6 1 5					4～3月週1回	48
	南側公衆便	3 5	4～3月開市日	246		246		246

セリ入札棟共用部分清掃業務委託

[元に戻る](#)

釧路市浜町3番18号

個 所	面 積	はき掃除	拭き掃除	塵芥類処理	ワックス	ガラス清掃	水洗い
	m ²	開市日	開市日	開市日	回/年度	1回/週	1回/月
1. セリ入札棟							
1階 風除室	6.644	294	294		3	52	
西側玄関前廊下	52.827	294	294	294	3		
A階段室	21.178	294	294		3		
湯沸室及び便所	46.873	294	294	294	3		
風除室(裏口)	5.950	294	294		3	52	
B階段室前廊下	71.230	294	294	294	3		
廊下、その他	134.591	294	294		3	52	
2階 A階段室	21.391	294	294		3		
2階取引間参加者スペース	57.818	294	294	294	3	52	12
スロープ	18.947	294	294		3		12
湯沸室及び便所	47.005	294	294	147			
B階段室前廊下	61.680	294	294		3		
C階段キャットウォーク	39.900	294	294		3		
廊 下	205.637	294	294	294	3	52	
2階渡り廊下	147.420	294	294		3		

[元に戻す](#)

くしろ水産センター共用部分清掃業務仕様書

1. 清掃箇所・内容・回数等

くしろ水産センター(約460㎡)
釧路市浜町3番18号

箇所	面積 ㎡	はき掃除 回/年度	拭き掃除 回/年度	塵芥類処理 回/年度	便器洗い 回/年度	ワックス 回/年度	ガラス清掃 回/年度
1. 水産センター共用部							
1階 ロビー	137.527	320	320	320		4	4
1階 廊下、風除室	66.917	320	320			4	4
1階 階段室	38.218	320	320			4	4
1階 便所	41.147	320	320		320		
2階 廊下	96.359	320	320			4	
2階 階段室	36.549	320	320			4	4
2階 便所	36.556	320	320		320		
2階 湯沸室	4.56	320	320	320			

※320は、清掃日数でトボス開館日。

[元に戻る](#)

緑地帯芝刈り業務

副港構内等の草刈り業務を行うもの

場所及び頻度(回数／年度)については下記の通り。

場 所	回数／年度	数量	単位	備 考
水産センター前庭区	4	8,852.6	m2	2213.15m2*4 (6月～11月)
公園区	4	9,389.8	m2	2347.45m2*4 (6月～11月)
沈澱槽区	4	15,678.5	m2	3919.625m2*4 (6月～11月)
除草、散水、樹木冬囲及び撤去	随時	1	式	

魚揚場事務室等清掃業務仕様書

1. 清掃箇所・内容・回数等

くしろ水産センター、セリ入札棟(約960㎡)

釧路市浜町3番18号

箇所	回数根拠	掃き掃除	拭き掃除	塵芥類の処理	物品拭き掃除	塵芥類拭き取り	便器清掃	ワックス	ガラス清掃
		回/年度	回/年度	回/年度	回/年度	回/年度	回/年度	回/年度	(回/月)
1. 水産センター									
1階									
エレベーター	開市日	294	294						
2階 市管理事務室		0	0	0	0	0		2	1
図書室	月水金	143	143	143	143	143		2	1
更衣室	年2回							2	
3階 便所	開市日	294	294				294		
湯沸室	週1回	57	57	57					
階段	開市日	294	294					3	1
廊下	開市日	294	294					3	
大研修室	週2回	104	104					3	1
4階 階段	開市日	244	244					1	1
5階 階段	開市日	244	244					3	1
展望室	開市日	244	244	244	244	244		3	1
2. セリ入札棟									
1階 施設保全室	週1回	57	57	57	57	57		2	1
流通関連作業員詰所	開市日	294	294	294	52	52		3	1

※315, 294, 244は清掃日数であり、それぞれトボス開館日、開市日、市出勤日と一致する。
※104は、週2回の清掃である。(年末年始、5月連休は週1回)
※143は、月水金の清掃である。(清掃日が祝日の場合除く)

第8魚揚場清掃業務仕様書

箇 所	対象面積 (㎡)	集塵作業		水洗い作業		はき取り作業	
		頻度根拠	回	頻度根拠		頻度根拠	回
第8魚揚場	3,390	4～3月 開市日	220		220		98

[元に戻る](#)

魚揚場排水管清掃業務 仕様書

- 1 業務名 : 魚揚場排水管清掃業務
- 2 目的 :

本業務は副港内の第6魚揚場、第7魚揚場、右翼棟及び第3魚揚場排水管清掃であり、この管の閉塞により荷捌きに重大な支障を来たすおそれがある。よって、健全な施設管理運用を目的とし排水管清掃を委託するものである。
- 3 業務内容
 - ① 排水管清掃箇所 第6魚揚場、第7魚揚場、右翼棟、第3魚揚場
第1魚揚場、第3揚場：300φ 延長数 73m
U字溝 280w*300h 延長250m
第6魚揚場：
200φ 341m
300φ 293m

第7魚揚場：
300φ 440m
400φ 27m
 - ② 排水管接続桝清掃
 - ③ 発生汚泥の処理処分
- 4 作業時期 : 第6魚揚場、第7魚揚場については、9月第1週のさかなまつり開催前までに終えるものとし、他の場所については10月末までとする。

沈殿槽清掃業務 仕様書

- 1 業務名 : 沈殿槽（原水槽・調整槽）汚泥引抜き清掃業務
- 2 目的 :
本業務は副港内にある沈殿槽を清掃するものであり、高度衛生施設である第8魚揚場の衛生管理体制を維持することを目的とし沈殿槽汚泥引抜き清掃を委託するものである。
- 3 業務内容
 - ① 清掃箇所：釧路市魚揚場 沈殿槽
 - ② 汚泥引抜き清掃
 - ③ 発生汚泥の処理処分
- 4 作業時期 : 年1回

水産資料展示室清掃業務委託 仕様書

1 委託業務名 水産資料展示室清掃業務委託

2 委託業務内容

(1) 清掃箇所 釧路市浜町3番18号 くしろ水産センター内マリントポス 約520㎡

(清掃箇所については別紙参照)

清掃箇所	面積
水産資料展示室	455.15㎡
視聴覚室	65.72㎡

(2) 実施回数 年間 6 5 日

(3) 清掃内容

① 掃き掃除

床面積 455.15㎡ (展示室) 65.72㎡ (視聴覚室)

② 拭き掃除

床面積 455.15㎡ (展示室) 65.72㎡ (視聴覚室)

③ 塵芥類の処理

床面積 455.15㎡ (展示室) 65.72㎡ (視聴覚室)

④ 拭き掃除 (机・イス・書庫・棚等)

床面積 455.15㎡ (展示室) 65.72㎡ (視聴覚室)

⑤ ワックスがけ (1 回／年)

床面積 455.15㎡ (展示室) 65.72㎡ (視聴覚室)

3 本仕様書は大綱を示したものであって、これに定めのない事項については、委託者の指示または受託者の適切な判断によって行うものとする。

釧路市水産加工振興センター清掃業務委託 仕様書

1. 委託業務名 釧路市水産加工振興センター清掃業務委託

2. 委託業務内容

(1) 清掃箇所 釧路市水産加工振興センター 1 F (釧路市浜町 1 番 8 号)

(①見学通路、②トイレ、③玄関)

(2) 実施回数 週 1 回 (5 8 回 (予備 7 回含む))

(3) 清掃内容 (詳細な清掃箇所は別図参照)

①掃き掃除 (見学通路・トイレ・玄関)

②拭き掃除 (見学通路・トイレ・玄関)

③塵芥類の処理 (見学通路・トイレ・玄関)

④トイレ内便器洗浄

⑤塵芥運搬業務 (6 回 / 年)

3. 本仕様書は大綱を示したものであって、これに定めのない事項については、委託者の指示または受託者の適切な判断によって行うものとする。